

## 淀橋区 規約

昭和 51 年 4 月 1 日制定 昭和 55 年 4 月 1 日改正 昭和 59 年 10 月 1 日改正  
昭和 61 年 4 月 1 日改正 平成元年 12 月 1 日改正 平成 2 年 4 月 1 日改正  
平成 9 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 令和 6 年 4 月 20 日改正

(名称及び構成)

- 第 1 条 1 項 当区は「淀橋区」と称し、事務所は区長宅に置く。  
2 項 構成は次の町内会とする。  
第 1 町内会、第 2 町内会、第 3 町内会、第 4 町内会  
第 5 町内会、第 6 町内会、第 7 町内会、第 8 町内会  
3 項 当区とのつながりを持つ企業、団体等を特別区民として取り扱う。

(目的)

- 第 2 条 区民（特別区民含）は、相互の融和をはかり協力して、明るく清潔な住みよい環境  
造りに努め、特に福祉と青少年の指導育成に努める。

(事業)

- 第 3 条 当区は、前条の目的を達成する為に、次の事業その他を行う。  
1 項 地方自治体に関する事業  
2 項 区民相互の親睦に関する事業  
3 項 その他必要に応じて、区役員会において決定した事業

(役員)

- 第 4 条 当区に次の役員を置く。
- |     |        |                   |
|-----|--------|-------------------|
| 1 項 | 区長     | 1 名               |
| 2 項 | 副区長    | 1 名乃至 2 名（区役員が兼務） |
| 3 項 | 町内会長   | 各町内会 1 名          |
| 4 項 | 会計委員   | 1 名               |
| 5 項 | 総務委員   | 3 名（内区民館館長 1 名）   |
| 6 項 | 監査委員   | 2 名（他の役員との兼務は不可）  |
| 7 項 | 顧問・相談役 | 必要に応じて 2 名乃至 3 名  |
| 8 項 | 班長     | 各班 1 名            |

(顧問・相談役)

- 第 5 条 当区に区長経験者を顧問（名誉顧問・常任顧問）・役員経験者を相談役として置くこ  
とができる。名誉顧問・常任顧問・相談役は、区長の諮問に応え、区全般の行事に  
協力しなければならない。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の通りとする、(区役員推薦の規約に基づく)

- 1 項 区長は現役員により次期区長を選出する。
- 2 項 町内会長は現班長及び町内会長経験者により次期町内会長を選出し、任期終了の一か月前までに次期町内会長を区長へ報告する。
- 3 項 会計委員・総務委員・監査委員は区長が推薦し、区役員会で次期委員を選出する。  
以上に名誉顧問・常任顧問・相談役を加え「区役員」と言う。(以下同じ)
- 4 項 班長は各班での輪番制とする。
- 5 項 その他は必要に応じて区役員会で選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は次の通りとする。

- 1 項 区役員の任期は2年1期とする。但し、再選を妨げない。
- 2 項 班長の任期は1年1期とする。
- 3 項 各任期の切換えは4月1日とし欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は次の通りとする。

- 1 項 区長は区の代表者として区全般を統括し、区民の生活向上を目指し、住み良い区造りと区の発展に努力する。
  - 1号 諸官庁に対する陳情及びその他の対応。
  - 2号 区有財産の管理及び保全。
  - 3号 区内の環境整備とその促進。
  - 4号 諸団体の支援及び指導。
  - 5号 その他、区に関わる一切の業務。

\* 区長は、政党・宗教等の活動には、中立を保つものとする。  
但し、区民全体に共通して利益が有ると認め、区役員会に諮り、「班長総会」で決定した場合はこの限りでない。
- 2 項 町内会長は、町内会の代表者として、町内会の実情を把握し、次の業務を行う。
  - 1号 「区役員会」を通じ、区長を補佐する。
  - 2号 各班長と町内会の親睦を計り、協力体制を確立する。
  - 3号 その他、区・町内会に関わる一切の業務。
- 3 項 会計委員は、区の収支の管理と適切な運用を図る。
  - 1号 毎年度当初予算「会計予算書」を作成し、区役員会に諮り、決定後、班長総会に提出し承認を得る。

- 2号 常に収支残高を正確明瞭にし、適切な帳簿の作成。
- 3号 毎年度末には、「収支決算書」を作成し、監査委員の監査後、区役員会に諮り、新年度班長総会に提出して承認を得る。
- 4号 各事業毎に収支表を作成し、区役員会に提出する。
- 5号 その他、区の収支に関わる一切の会計の業務。
- 4項 総務委員は、区の総務事項全般にわたり適切に処理する。
  - 1号 会議の資料確認作成。
  - 2号 事業の記録編集。
  - 3号 その他、庶務事項の処理。
- 5項 監査委員は、区の経理を監査する。
  - 1号 会計委員記帳の帳簿の監査。
  - 2号 区の収支に関わる事業毎の一切を監査。
- 6項 区民館館長は、区民館及び隣接する駐車場の維持管理をする。
  - 1号 区民館の貸出表の管理と確認。
- 7項 班長は、班内事情に精通し、班内の親睦を図り相互扶助の精神を発揮し、協力体制をつくる。
  - 1号 区費、町内会費、その他共同事業に関わる会費等を速やかに収納する。
  - 2号 市・区よりの回覧及び配布物は、早期に各戸に回覧配布し、回収物は直ちに回収し、町内会長へ届け報告する。
  - 3号 班内及びその付近の環境整備維持管理をする。
  - 4号 その他一切班内に関わる事は、町内会長と相談の上実施する。

(会議)

- 第9条 会議は、区役員会、臨時区役員会、班長総会、臨時班長総会とし、区長がこれを招集する。会議は出席者の過半数により決定する。
- 1項 区役員会は、第3条の事業を推進する。但し、規約の改正並びに予算、決算については、班長総会の承認を得なければならない。
  - 2項 班長総会（区役員及班長）は、4月に開催し、定員の3分の2以上の定足数で成立する（委任状を含む）。規約の改正、予算、決算、事業報告、事業予定、その他重要な事項を審議決定する。
  - 3項 その他必要に応じて、区長は臨時役員会・臨時班長総会を、開催することができる。

(経費)

- 第10条 区の経費は、次の収入をもって充てる。
- 1項 区費
  - 2項 特別区費（区役員会において定める）

- 3項 寄付金
- 4項 区への加入金
- 5項 その他

(会計年度)

第11条 区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

付則

- 1項 この規約に定めなき事項は、区役員会において決定する。
- 2項 この規約は、平成23年4月1日より施行する。
- 3項 各町内会は、町内会毎に規約第10条に定める経費を徴収しこれを区会計に収める。
- 4項 賞罰・慶弔については、「内規」に定める。
- 5項 市からの委嘱委員を区役員会で推薦の場合は、推薦規約に基づいて推薦委嘱する。
- 6項 この規約は令和6年4月20日より施行する。
- 7項 改定した場合は改定記録へ記入すること。